

第百六十二回国 参議院 厚生労働委員会 會議録第十七号

平成十七年四月二十六日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員 岸 宏一君
理事 国井 正幸君
武見 敏三君
辻 泰弘君
山本 孝史君
遠山 清彦君

委員

坂本由紀子君
清水嘉与子君
田浦 直君
中島 真人君
中原 爽君
中村 博彦君
西島 英利君
藤井 基之君
水落 敏栄君
足立 信也君
朝日 俊弘君
家西 悟君
小林 正夫君
柳澤 光美君
柳田 稔君
蓮 舫君
草川 昭三君
小池 晃君
福島みずほ君
尾辻 秀久君
大臣政務官 藤井 基之君
厚生労働大臣 尾辻 秀久君
厚生労働大臣政務官 藤井 基之君

事務局側

常任委員会専門員 川邊 新君
政府参考人 厚生労働省労働基準局労働補償部長 森山 寛君
厚生労働省職業安定局長 青木 功君
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 伍藤 忠春君
厚生労働省保険局長 水田 邦雄君
厚生労働省年金局長 渡辺 芳樹君
社会保険庁運営部長 青柳 親房君

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(岸宏一君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案外一件の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省年金局長渡辺芳樹君外五名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岸宏一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸宏一君) 次に、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。本日は、フランス、ベルギー両国との年金等の協定に関する法律案の審議でございますけれども、まず、その審議に先立ちまして、昨日のJ.R.西日本福知山線列車事故について御質問を申し上げます。

伝えられるところによると、七十数名の方が亡くなられたということでございます。亡くなられた方々には心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。

私自身の選挙区でもございますものですから、昨日視察にも行ってきたところでございますけれども、それに関連いたしました御質問をしておきたいと思うわけでございます。

政府といたしましては、官邸に対策室を設置していただいたというふうなことも含めてお取組をいただいているところでございますけれども、厚生労働省の所轄という意味合いにおいて、今回の

事故において災害救急医療面で御対応いただいた面があるかと思うんですけども、その面における御報告、御説明を賜りたいと存じます。

○国務大臣(尾辻秀久君) 大変痛ましい事故が発生をいたしました。私からも、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の方々に対してお悔やみを申し上げますと存じます。また、負傷された方々とその御家族の皆様方にもお見舞いを申し上げます次第でございます。

厚生労働省といたしましては、事故発生後直ちに広域災害・救急医療情報システムの災害運用を開始いたしますとともに、その情報を基に関係省庁や地元自治体と密接に連携し、けがをされた方々の医療機関への搬送について調整したところでございます。

また、さらに具体的な対応といたしましては、独立行政法人国立病院機構大阪医療センターにより医療チームを派遣いたしますとともに、日本赤十字社からも五つの救護班が派遣されたところでございます。

今後とも、関係省庁や地元自治体を始めとする関係機関との連携調整及び情報交換を密接に行いまして、まず医療の提供、それから、今後考えられます心のケアということが出てきようと思っておりますので、そうした対策に万全を期してまいりたいと存じております。

○辻泰弘君 今回の事案は基本的には国土交通省にかかわることだろうと思うわけでございますけれども、今次事故における医療面での、今言っていたいただいたフォロワー、また根本的に災害救急医療というものについての万全な対応方を御要請申し上げておきたいと、このように思うわけでございます。

さて、本題に入らせていただくわけでございま

すけれども、今回、フランス、ベルギー両国との社会保障の協定が署名に至っているという中で今回のことに至っているわけでございますけれども、そもそも両国との交渉開始から今日に至るまでの経緯をまず簡単に御説明いたしたいと存じます。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。日本とフランス、日仏協定につきましては、平成八年にさかのぼりますが、日仏首脳会談で言及されて以来、従来より日仏双方の企業から両国政府に対して行われてきた協定締結への要請などを踏まえまして、平成十二年六月に日仏双方の社会保障制度について情報・意見交換会を開催いたしました。その後、平成十四年九月から十六年十月まで五回にわたり交渉を行い、本年、平成十七年二月に署名を行ったところでございます。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 今申し上げましたような本年二月の署名に係る日本とフランス、日本とベルギーの協定につきまして、日本及びフランス又は日本及びベルギー、それぞれの両国において国会又は議会の承認を得る手続が進められてい

るところ、フランス、ベルギー両国においてもそのような手続を進めつつあるというふうに承知しております。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 今申し上げましたような本年二月の署名に係る日本とフランス、日本とベルギーの協定につきまして、日本及びフランス又は日本及びベルギー、それぞれの両国において国会又は議会の承認を得る手続が進められてい

るところ、フランス、ベルギー両国においてもそのような手続を進めつつあるというふうに承知しております。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 今申し上げましたような本年二月の署名に係る日本とフランス、日本とベルギーの協定につきまして、日本及びフランス又は日本及びベルギー、それぞれの両国において国会又は議会の承認を得る手続が進められてい

るところ、フランス、ベルギー両国においてもそのような手続を進めつつあるというふうに承知しております。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 今申し上げましたような本年二月の署名に係る日本とフランス、日本とベルギーの協定につきまして、日本及びフランス又は日本及びベルギー、それぞれの両国において国会又は議会の承認を得る手続が進められてい

るところ、フランス、ベルギー両国においてもそのような手続を進めつつあるというふうに承知しております。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向けた交渉を開始しております。また、オーストラリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行われました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということとが合意されたばかりでございます。またさらに、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行っているところであります。

の要望、要請というものが寄せられていないとい
うことがございます。

次に、イギリスとの間でございますけれども、
これは御承知のとおり、イギリスにおきまして
は、医療サービスについてナショナル・ヘルス・
サービスというところで税方式で提供されてお
りまして、二重加入に伴う負担の免除
といたしまして、どこをどうするか、技術的に
これは難しいところがあるかと思っております。

最後に、韓国との協定についてでございます
けれども、現在、韓国の現行制度におきましては、
韓国国内に居住する外国人については強制適用と
なっていないということ、また外国に居住する韓
国人については保険料を徴収していないというこ
とで、日韓間では医療保険料の二重負担の問題は
生じていないと、このような状況にあるかと思
っております。

○辻泰弘君　そこで、ちょっと質問の順序が繰り
上がるかもしれませんが、既に協定が発効
した国との間における年金の加入期間通算にお
ける裁定の実績、これは年金協定があるのが、協
定発効したのはドイツだけだと思っております
けれども、ドイツ人に対する日本からの給付の実績につ
いて、給付の件数、支給額、平均額をお示しく
ださい。

○政府参考人(青柳親房君)　ドイツとの間の実際
にこの協定に基づくところの実績等のお尋ねで
ございました。

ドイツとの協定におきまして、まず、ドイツの
年金加入期間を通算いたしました我が国の国民年
金、厚生年金保険の裁定件数でございますが、平
成十二年の二月の協定発効以降、平成十五年度末
までの間に八十二件、年金額、平均で申しますと
約三十九万六千円という数字になっております。

なお、これは双方の協定ということございま
すので、ドイツの方の様子についてドイツから
伺っている範囲では、協定発効以降、平成十四年
末までの間におきます日本の年金加入期間を通算
したドイツ年金の裁定件数は四十五件に上ってい

るものと承知をしております。

○辻泰弘君　額はどうですか。
○政府参考人(青柳親房君)　残念ながら、ドイツ
の方からはちょっと金額を伺っておりませんの
で、現時点ではちょっと把握をしております。
申し訳ございません。

○辻泰弘君　平均額はお示しいただきましたよ
ね。済みません、失礼しました。

それで、もう一点、協定締結による二重払いの
防止と年金加入通算ということがあるわけですけ
れども、それに関して、事業主、また年金受給権
者、昔そちらに在留していたというようなことも
あるんでしようけれども、そういった方々に広
報、周知するというのは、個人にはなかなか難し
いところもあるかもしれませんけれども、そう
いったことについてどういう手だてを講じてきて
おられ、またこれからしていられるか、このこと
について御方針をお示しください。

○政府参考人(青柳親房君)　まず、どのくらいの方
々を対象にしてやるかということからちょっと
お答えをさせていただければと思っておりますが、日本
からフランス、ドイツに派遣されている企業の駐
在員ということで二重負担の対象にもなってお
られる方、フランスでは三千人ぐらい、それからベ
ルギーは千五百人ぐらいおられるだろうと。これ
らの方を今回の協定によりまして二重払いの解消
をするということが今回の協定の目的でございま
す。

周知、広報いかんというお尋ねにつきま
しては、まずは事業主あるいは関係団体等に対しま
してチラシの配布あるいは説明会の開催というよう
なことを実施をしてみたいと考えておりま
す。また、年金受給権者に対しましては、受給者
のしおりということで、これは個別の御案内を私
どもの方から送付をさせていただきますので、こ
のようなものを活用させていただきます。さら
に、十七年の三月には、私どもの方の社会保険庁
のホームページにこうした協定の内容あるいは手
続についてのコーナーを新たに設けさせていただきます

きましたので、こういったことを活用していただ
いて周知を図ってまいりたいというふうに考えて
おります。

○辻泰弘君　それで、今回の措置についてですけ
れども、今までのものもそうですけども、協定
発効以前についても適度適用されるというふう
に理解するんですけども、それでいいのかわか
らぬ、そういった方々の対象がどれぐらいにな
るか、また事務的な対処というのは、集中する
こともあるかと思うんですけども、どうい
うに見ておられるか、そのことについてお示し
いただきたいと思っております。

○政府参考人(渡辺芳樹君)　二重適用の防止とい
うことと保険期間の通算と、二種類が主な内容に
なっておりますが、今御質問にあり
ましたのは、保険期間の通算に関連して適度
がなされるかと、こういうお尋ねだと承知いた
しました。

これにつきましては、協定が発効することによ
り、協定発効前にそれぞれの国の制度に加入して
いた期間につきましては両国の期間を通算するこ
とによって相手国制度からの給付を受けることが
可能になる、こういう協定でございますので、期
間については適度及ぶ、こういうものでございま
す。

○政府参考人(青柳親房君)　対象の数及びその事
務が集中するようであるが、これをどのように対
応していくのかというお尋ねでございました。

対象の数につきましては、先ほども申し上げ
上げましたように、フランス関係者で約三千人、
ベルギーで一千五百人ぐらいの方が対象になる
と考えておりますが、この事務処理体制につ
いては、協定に関する申請の受付というのは、既
存の協定と同様に、各社会保険事務所等各事業所
から受付をするということと予定しております。
ただ、相手国が違うとその国に言わば様々な
申請書類等がばらばらになるといふようなこと
になってまいりますと、申請をしていただきます事
業所等にも大変御負担をお掛けするということに

なりますので、私どもとしては、できれば、そ
ういった事務処理にいろんな違いが生じないよう
に相手国ときちんと調整を行って、可能な限
り事務処理、事務手続の統一化を図るというこ
とを心掛けてまいりたいというふうに思っており
ます。

また、窓口でこれに対応していただきます職
員に対しても、通知等を徹底いたしまして事
務処理方法などの周知を図り、研修をまた実施し
て事務処理体制に万全を期してまいりたいとい
うふうに考えております。

○辻泰弘君　今回の法案におきまして、かつても
そうございましたけれども、二重払いの回避と
いうために、滞在派遣期間というもの五年とい
うことで明示しておられるわけでございますけれ
ども、その五年とされた根拠を、そのことにつ
いて御説明ください。

○政府参考人(渡辺芳樹君)　御指摘のとおりで
ございますが、この五年ということにつきましては、
フランス、ベルギー双方の様子を申し上げたい
と思っております。

フランスにつきましては、平成十三年から十四
年にかけて実態調査を行っていただきまし
た。日本からフランスへ派遣される期間につ
いて、五年未満の方が合わせて七割近くを占めて
いるということを確認していただき、これを踏ま
えて交渉の結果五年となったものでございます。
また、ベルギーにつきましては、ベルギー日本
人会が平成十四年に実態調査を行っていただき
ました。日本からベルギーに派遣されている期間につ
いてお調べいただいたところ、五年未満が八割以
上を占めていると、こういう結果を出していただ
きました。こうしたものを踏まえて交渉して五年
というふうにしたわけでございます。

この派遣期間を五年というふうにした、二重適
用の防止の派遣期間、ここを五年といたしました
のは、それぞれ、日仏の協定の第六条とか日ベ
ルギー協定の第八条にそれをしっかり合意した点
を書き込んでおるところでございます。

○辻泰弘君　そこで、今回のフランス、ベルギーは、年金、医療のみならず、労災、雇用保険のエリアにもカバーしようということで、そのこと自体はいいわけですが、まず、その中身よりも、まずドイツ、イギリス、アメリカ、韓国の場合には労災保険の対象とされていないから、これをカバーしようというわけですが、そのことをまずお示しください。

○政府参考人(渡辺芳樹君)　御指摘のとおり、フランスにおきましては、フランス、ベルギーともに労災保険の話が入っておるわけでございます。フランスにおきましては年金、医療保険、労災保険、この三つの制度が、ベルギーにおいては年金、医療保険、労災保険、雇用保険、四つの制度が今回の協定の対象となっておりますわけでございます。

今般、フランス、ベルギーとの協定の交渉に当たって両国からは、制度の適用免除について、社会保障制度が一体的に運用されており、労災保険等を年金、医療保険から切り離して免除の可否を決めることができない仕組みとなっていることを強く御主張になりましたので、我が国としては、それらを一体的に扱うという交渉結果を受け入れることとしたわけでございます。

なお、御質問にありますような、ドイツ、イギリス、アメリカ及び韓国との協定の交渉の際には、交渉の中心が年金制度そのものであったということ、それから国によっては年金制度及び医療保険制度ということであった、こういう御要請の強い議論の対象がそういうところであったということから、協定の対象がそういう範囲になっているという結果でございます。

○辻泰弘君　そこで、まず労災について伺いたいんですけども、今回の協定、またこの今回の法律で、日本人がフランスに行っている場合、またベルギーに行っている場合は労災の二重払いが排除される、回避されるということになるんですね。しかし、逆にフランス、ベルギーの人が日本に来たときはそこは回避されないということに

なっているわけですね。そのことにおいては片務性があると思うんですけども、まずその確認をさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(森山寛君)　委員御指摘のように、今回の社会保障協定におきましては、フランス及びベルギーの労災保険につきましては協定を適用する一方、日本の労災保険についてはこれと異なる取扱いをしております、委員の御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君　それで、労災は日本の場合も総報酬に掛けるということでありませうけれども、聞くところによるとフランス、ベルギーも事業主負担だけだと聞いているんですけども、そうですか。

○政府参考人(森山寛君)　はい、そのとおりでございます。

○辻泰弘君　私は、今回のこと、両国が合意したという中で前進するということ自体、それは結構なことであるわけですが、しかし、やはりこういったそれぞれの、医療も年金も労災、雇用保険も今後多くの国々に広がっていくと思うんですけども、そういう中において、やっぱりできるだけ双務的な取決めというものにできるだけ努力するということがあってしかるべきだと思うわけでございます。

今お聞きしましたゆえんは、その事業主負担のみということですから、こちらも総報酬ということですから、ある意味ではこちらの、日本における労災の保険の掛け方も、その当該国の方を除外するということも私は事務的、技術的にはできると思うわけでございます。

も、両国の労災保険制度が年金を含む他の社会保障制度と一体的に適用されるようになっておりまして、労災保険についてはみ協定を適用しないという取扱いができないということでございます。また、日本の労災保険については協定を適用していません、日本の労災保険は、先生御案内のように事業単位で適用されておりました、個々の労働者について被保険者管理を行っていないため、フランス、ベルギーからの短期滞在者のみを適用除外とするという取扱いができないということによるものでございます。

このように、双方の国の制度が異なるという状況の中で協議を重ねました結果、今回このような合意に達したわけでございます。

○辻泰弘君　労災については賃金総額に保険料率を乗じて算出するということになってるわけですが、今、今の御説明の中でその方々だけを除外できないということをおっしゃったわけですが、私はもう事務的には十分できると思うわけですが、その点については私はやっぱり片務性というものをぬぐえないというふうに思うわけでございます、その点についてはやはり今後改善に検討をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

もう一点、雇用保険の方も、これはベルギーの方は雇用保険もカバーしているわけですが、これも片務性があるというふうに言わざるを得ないと思うんですね。ただ、これは日本の方も個人単位で掛けているんじゃないんですか。だから、そういう意味においては一緒じゃないんですか。それができなかったというのはどうしてなんですか。

○政府参考人(青木功君)　お答えを申し上げます。雇用保険につきましては、まず我が国の現状を御報告しますと、外国の企業に雇用されて日本で仕事をしている場合には、外国の制度でカバーされている場合には、その方を日本の雇用保険の対象にしないような取扱いをいたしております。

で、現地におきましては、基本的に日本との雇用関係がなくなった、日本での雇用関係がなくなった形で外国に勤務しておられる場合には、通常、日本の制度から外れているケースがあります。そういった場合には現地の制度になります。いろいろ外国に行くときには、例えば外国のその企業の代表者になる場合には、通常、日本の方の制度を外国におられる間、離れられるわけですね。そういうこと等もありましてこういう扱いになったと思います。

○辻泰弘君　ちょっとよく理解できないんですけども、日本とベルギーの場合は、労災の方は総報酬だからという理屈は、私はそうじゃないと思えますけれども、しかし一つの理屈はあるわけですね。しかし、このベルギーとの間では雇用保険があつて、日本の人がベルギーに行ったときには雇用保険の二重払い回避していただけたということですね。しかし、ベルギーの方が日本に来ている場合は雇用保険の二重払い回避のことはないよということになっていくということですね。そこは確認としてどうですか。

○政府参考人(青木功君)　ベルギーの方がベルギーの制度に入っているというふうに確認された場合には、その方を日本の雇用保険制度からは外すという取扱いをしております。これは、条約というよりも、かねてからの雇用保険上の取扱いであります。

○辻泰弘君　今回の措置以前ということですか。そうすると、労災と雇用保険はちょっと位置付けが違ふということですかね。

○政府参考人(青木功君)　そのとおりでございます。

○辻泰弘君　それで一つ理解しましたけれども、しかし、いづれにしても、ちょっと申し上げておきたいのは、片務性が少なくとも労災にはあるし、雇用保険の方も少しちよつと厳密なところが、分かっていないところがありますけれども、いずれにいたしましても、後のことにもつながり

ますけれども、やはりこういうものについては極力双務性を確保するべきだと思いますので、その点については今後ともお取り組みいただくように申し上げたいと思います。

それと同時に、今回のこのことはずっと追っ掛けていっている見えてくるんですけども、実は法律には出てこないわけでございます。それは相手国の方での免除ということでございますので、こちらの法律には、日本の国内法には関係ないわけでございます。ですから、実は法律を見ておりまして、そのことには、実はずっと追っ掛けていかないうと出てこないわけでございます。

そこで、私が申し上げたいのは、尾辻大臣から趣旨説明をいただいたわけですが、法律の説明という意味では、正にその法律の説明ですからそれが出てこない、ある意味では当然かもしれないが、しかし、そのことの意味するものは、相手国とのかかわりということ、全体を見るということも必要なわけでございますから、法案の説明に限らずに、相手国の方から来たときにはどうなるのかということも含めて趣旨説明には是非付言をしていただきたかつたなど、このように思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 御提案申し上げるときにできるだけ丁寧に御説明を申し上げる、趣旨説明をさせていただくときもそのことは必要なことでございますので、今後そのように努力をいたしますことを申し上げます。

○辻泰弘君 是非、そういうことでお取り組みをいただきたいと思えます。どうも最低限だけ示しておいて、あとは知らなかつたらそのままというふうなところがこのことのみならずあるように思われますので、どうか心していただきたいと思えます。

それで、もう一つ、年金の方についての問題点として御指摘申し上げたいと思うんです。

これはそれぞれの国内における最低加入期間にもかかわるんで、日本の場合二十五年である、フランス、ベルギーはない。そもそも皆年金とい

うことではないということからくることでありますけれども、結果として、今回の協定並びに法案によつて、日本人がベルギー、フランスに行つて居る場合は、三か月を超えた場合にはその分が、日本国内における加入期間の長短にかかわらず年金が出るわけなんです。受給権が発生するわけです。しかし、ベルギー、フランスの方が日本にいられた場合は、極端に言えば、二十四年十一月日本で働いて負担していた、しかし国内では全然掛けていなかったという方は年金給付にあずかれないということになるわけなんです。これもまた私は非常に大きな片務性だと思つてございませぬ。

これは私は、事務技術的には、基礎年金の部分は無理だとしても、報酬比例部分をそういう形で反映させるといふ形であれば私は技術的にはできると思つておるわけございまして、それには根本的な御検討も必要になるかもしれないけれども、しかしやはりこれも双務性の確保、やっぱり片務的であつてはならない。これは日本人が、さつきも言いましたように、三か月行つても受給権が発生するわけですね。三か月負担している。しかし、向こうの人が二十四年十一月か月こつちで、日本で納めていても、国内で全く掛けていなかった人の場合は日本からの年金にあずかれないということ、この差は余りにも大きいと、片務性が余りにも大きいと思つて居るんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 事実はお話しのとおりであります。

ただ、申し上げたいことは、この社会保障協定といふものは、今お話しになっておられます加入期間の要件などもそういうのでありますが、まず両国の制度が異なることを前提にして、そして異なる制度だということでお互いに結ぶものでございませぬ。その違いを認め合つた上で結ぶものであるといふことを申し上げざるを得ないわけでございます。したがつて、結果的に、今のお話のように、両国間で年金給付の支給の有無に差が出るこ

とはあり得る、こういうことでございます。

確かに、片務性、双務性というお話を先ほど来しておられるわけございまして、できるだけ双務性があることの方が、双務性になつて居ることの方が望ましいんだというふうには思ひますけれども、申し上げましたように、やはり基本的に制度が異なることを前提にして結ぶ協定であるといふことになつて居ることを申し上げておるところでございます。

○辻泰弘君 もちろん合意があるということでございますから、それが一番基本にあるわけですから、それでいいじゃないのと言われたときに、それでも駄目ということにはならないわけでございますけれども、しかしやはり私は、さつき局長が利益が日本側に帰属するといふことを、どこかの国であつたということがございまして、けれども、やはりその点はぬぐえないと私は思つて居るわけでございます。

給付の内容とかがそれぞれの国によつて違つて居るのは、それはあり得ると思つて居るわけでございます。でも、そもそも支給されるかどうかの要件が、片や三か月払つていれば、自国で全然払つていなくても出る、向こうの国の人来たときに、二十四年十一月か月払い続けたとしても、自国で掛けていなかった場合には全く給付にあずかれないといふ、このことの余りにも大きな落差といふものはやはり大きなものがあると思つて居るわけでございます。また、それが事務技術的に解消できないとなれば仕方ないとしても、私は、報酬比例部分のみの支給といふことを考えるならば、これはもう事務技術的には極めて簡単にできることだと私は思つておりますので、是非、今後の国々との交渉といふこともあつて居るから、フランス、ベルギーとも、改善といふことも今後あろうかと思ひますし、またそれ以外の国との交渉もこれから始まると思つて居るわけでも、やはり先ほどの労働・労働保険、また今のこの支給期間等々についてやはり、支給期間といふか加入期間ですね、そういうことについてはやはり対等、平等といふ

ことを心掛けなければならぬ。そのために国内法を変えなければならぬであらば、それは変えることがやはり本来あるべき日本の姿勢でなければならぬといふふうには思つて居るわけでございます。そういう意味での片務性の排除ということを基本に据えて今後の年金協定に臨んでいただきたい、社会保障協定に臨んでいただきたい、このように思つて居るわけでも、大臣、いかがですか。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 貴重な御指摘ありがとうございます。

一つ申し上げておかなければ、少し説明が十分ではないと思つて居るわけ追加させていただきます。先ほどお尋ねにありましたように、フランスであれベルギーであれ、四十か国、五十か国との協定を締結しておられるわけでございます。我が国はまだ協定締結自身も六か国目といふことでございますので、まだまだこれからといふことで急いでおるわけでございますが、必ずしも我が国にとつて利益になる、負担の軽減になる相手国ばかりではないといふ時代に将来はなつてくるだろうと思ひますが、全体として、やはりこういう協定は数多く結んでいくことが日本国民、日本国にとつての利益にかなうといふふうには考える次第であります。

その上で、この双務性の御指摘につきましては十分意識をして掛からなければいけないと思ひますが、相手国との制度の間の共通性を求めるために国内法をそのたびに改正する、検討をするといふようなことを間に挟んでいくということが、いい場面、悪い場面といふのも多々あろうかと思ひます。

全体の協定の締結の緊要性ということとバランスを考えながら、他方、また最低加入期間の問題につきましても、年金制度、我が国の年金制度の特色でもあるわけでございますが、かなりその根幹的な部分にかかわるものでございます。ただいまも両院合同会議で様々な御意見が交わされてお

りますが、年金制度の姿形という問題にもかかわる問題でもあるというふうに考えておる次第でございます。

○辻泰弘君　そもそも、社会保険方式を取っている国で皆年金であるというのが日本ぐらいであるということからも出発しているところもあるわけですけれども、ただ、いずれにしても二十五年というのが長過ぎると、国際的に見てもですね、そのこともかかわっているわけでございます。

基礎年金を導入したときに二十年だったのを二十五年にしたということも余計に長くなってしまったわけですけれども、結局、国際比較でもいづれにしても、私も議論してまいりましたけれども、二十五年が長いということが結局こういうところにも累が及んでいるといえますか、そういうことにもなっているわけでございますか、そういう意味での二十五年が、もちろん入っていただくという意味では当然といえば当然なんですけれども、しかし最低加入期間等の設定における国際的なバランスというものもやはり大事だと思うわけでございます。そのことについてのお取り組みと同時に、それは別に、今回のこの協定といえますか、今後の協定があるわけですから、そのことについての双務性の確保というものは、やはり長い目で見た両国間といえますか、それぞれの国との間の信頼関係といえますか、そこもかかわってくると思えますので、その点については十分意を用いていただければ対処していただきたいと思います。

大臣、お願いします。

○国務大臣(尾辻秀久君)　ただいま局長からお答えも申し上げましたけれども、この後私どもは非常に多くの国とこうした協定を結んでいかねばなりません。その際に、今お話しさせていただいております双務性の確保ということは、これは大事な視点だと思っておりますので、努力をしてまいりたいと存じます。

○辻泰弘君　そういうことで、しっかりとお取り組みいただくように御要請申し上げておく次第でございます。

○辻泰弘君　そういうことで、しっかりとお取り組みいただくように御要請申し上げておく次第でございます。

でございます。

それで、今回の協定によってどれほどの負担軽減が図られるかということになるわけですけれども、フランス在留邦人、ベルギー在留邦人の負担軽減、また、日本に駐在しているフランス人、ベルギー人の負担軽減、これをどのように見ておられるか、お聞かせください。

○政府参考人(渡辺芳樹君)　日本とフランスの協定につきましては、現在、日本からフランスに派遣されている企業駐在員等で両国の年金制度及び医療保険制度に二重負担をしておられる方が約三千人ほどと考えております。本人及び事業主がフランスの制度に対して負担している保険料の総額が、年間約百十億円程度になるものと見込んでおります。

それから、日本とベルギーの社会保障協定に関連いたしまして、現在、日本からベルギーに派遣されている企業駐在員等で両国の年金制度及び医療保険制度に二重負担している方の数は、約一千五百人程度と推計されます。これを基に本人及び事業主がベルギーの制度に対して負担している保険料の総額を推計いたしますと、年間約四十億円になるものと見込んでおります。

なお、御質問にございましたように、在日のフランス人、在日のベルギー人の負担軽減額という点につきましては、必ずしも明らかでございませぬ。私どもとしては推計がよくできないところでございますが、法務省の統計によりますと、フランスから日本に派遣されている企業駐在員等は四百八十名程度、それからベルギーから日本に派遣されている企業駐在員は四十数名、こういうような規模でございまして、日本国側の二重負担軽減の効果と比較いたします場合には、日本国サイドの軽減効果が非常に大きいというふうに理解をしております。

○辻泰弘君　日本にとつてのそういうメリットといえますか、負担軽減が多いということでもございまして、そういう意味からも、先ほどの点についてもそういった観点からお取り組み

たいだいでおくべきだと思いますので、改めて御指摘申し上げたいと思います。

それで、この法案そのものにはかわりないわけですけれども、よく外国人技能実習生の方々に、三年しかいられないのに年金、雇用保険が適用されているということで、それを外すべきだといふような要請があるわけですが、これについてはどうなように思っているのか、御見解をお示しください。

○国務大臣(尾辻秀久君)　現在、外国人技能実習生は、受入先である事業主と雇用契約を結んでおります。すなわち、雇用契約にあるということになります。したがって、事業主が厚生年金の適用事業所である場合は厚生年金被保険者となりますし、また同様に、雇用保険の適用事業所に雇用されておればその被保険者となる、当然のことでございます。

さらにまた、当然のことではありますが、厚生年金保険の被保険者である間に事故が起きた場合は障害給付であるとか遺族給付が支給されますし、また、保険料の本人負担相当分についてもみでありますけれども、帰国後には脱退の一時金を支給するという特例措置もございまして、雇用保険につきましても、被保険者となつて六か月以降に受入先の倒産等により離職した場合に給付を受けるということも可能になります。実際に、次の受入先がすぐに見付からずに離職した外国人技能実習生に対して支給がなされた事例もございまして、逆に、こうした人々を適用除外とすると、外国から、諸外国から外国人労働者を差別しているというふうな受け取られかねないところもございまして、

こうしたことを考えますと、外国人技能実習生を厚生年金保険でありますとか雇用保険の適用除外とすることについては適当でないと考えておるところでございます。

○辻泰弘君　今の御説明にございました、帰国時に本人負担分の一時金を脱退一時金として支払うという特例措置とおっしゃったんですけれども、これは何によって定められているんでしょうか。

○政府参考人(渡辺芳樹君)　平成六年の厚生年金保険法等の改正によりまして創設された制度でございますが、厚生年金保険法附則第二十九条、あるいは国民年金法附則第九條の三の二と、こういうところに規定が整備されております。

○辻泰弘君　それで、これのいわゆる中小企業の方中心の事業主の方々の御意見があったり、また実習生として、技能実習生として来られた方々のある意味での理解不足という面もあるかと思うんですけれども、いづれにいたしましても、これについて私は、障害年金、遺族年金が適用対象となつてはいるというところは実は大きな意味がある、それはやはり、本国内に元気で帰っていただく、事あつたときにはそれなりに国内待遇をするという意味合いがあるわけですから、そういう意味においては私は理解もするんですが、しかし、事業主の方、あるいは当事者にそのことが十分理解されてないんじゃないかと。ただ単に取られたつ放しで終わっているといえますか、そこから回避といえますか、忌避といえますか、そういうことも現実には起こっているんじゃないかと思うんです。

○国務大臣(尾辻秀久君)　おっしゃるとおりでございます。そういう意味で、やはりしっかりと説明をしていただけて理解していただくように御努力をしていただきたいと思います。もう一つ、そのことについての御見解、御所見、お願いしたいと思います。

○国務大臣(尾辻秀久君)　おっしゃるとおりでございます。そういう意味で、やはり私どもが丁寧に御説明申し上げて理解をしておいていただく、そしてちゃんと保険として払っていただくということが必要です。とでございますので、今後、御理解をいただくべく更に丁寧な説明をさせていただきます。努力をさせていただきます。是非お願いしておきたいと思っております。

○辻泰弘君　それで、時間も限られておりましたので、時間があればフランス、ベルギーの年金制度などについて

もお聞きしたかったわけでございますけれども、時間がございませんので一つだけお聞きしたいと思っております。

先ほど申しましたように、フランス、ベルギーにおいては最低加入期間がないと。そもそも皆年金ではないということから結果として導かれることかもしれないけれども、そこで、それに関連して、よくお聞きするところによると、フランスやベルギーにおいては日本のような年金不信といえますか、あるいは保険料徴収に対する不信といえますか、そういったものがないというふうに分かると、それによって、厳密なところは分らないんですけども、それはどうしてなのかと。翻って日本に何ができるかということになるわけですが、そのことについて御見解をお示しいただきたいと思っております。

○国務大臣(尾辻秀久君) 大変難しい御質問をいただいたと存じます。

そもそも年金制度に関する言わば国民感情とでもいいたうか、それからまた政治的な議論を積み重ねた結果でありますから、そうしたものであるけれども、それぞれ国において事情が異なっておりますので、そこからくる公平であると思っております。不公平であると思ったりといったさうしたことについては、それがなぜだとか、どういふふうなところに、それが感じているのかといったようなことをお答えするのは大変難しいところでございます。

私も実は同じような関心を持ったものでございまして、交渉に当たった事務方の人いろいろな聞いてみました。彼らいろいろな話を相手国との交渉の中でしていただくように、言えませんが、フランスとかベルギーの制度について申し上げますと、国民皆年金である日本の制度とはやっぱ違っている。先ほど来、国民皆年金である日本との違いということはお触れになつたわけでありまして、やはりそこそこ違つておりました。フランス、ベルギーですと、所得がなくて保険料が払えないという人はそ

もその制度に加入できないわけでありまして、所得に応じて払うわけでありまして、保険料を払うわけでありまして、ゼロの者は払えないというふうなことで、そもそも保険に加入ができない、当然義務もないといったようなところの違いがどうしてあるのかなと思っております。

それから、交渉に当たった事務方に聞いてみますと、向こうの人たちが言うには、実務上も未納、未加入が発生しないように厳正な運用を努力しておるといふふうに説明するんだと。じゃあと言えば、また何かその答え返つてこないだけだ、彼らはどうもそういうふうにお聞きしております。そういうようなことを私にも説明するわけでございます。

申し上げましたように大変難しい御質問でありまして、精一杯お答えして以上のお答えになるところでございます。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、残余予定していた質問は後日に譲らしていただきまして、私の質問を終わらしていただきます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

今回の特例法は、これは保険料の二重払いを防ぐ、それから必要な加入期間について日本とフランス、日本とベルギーの保険期間を通算する、必要な手当てでありますから、賛成であります。いろいろと今大事な問題は確認がされたと思うんですが、私一つ確認したいのは、障害年金の給付を受ける場合には、フランス、ベルギーでの保険加入期間というのはどのようにこれ考慮されることになるのでしょうか。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 御承知のように、国民年金法、厚生年金保険法上の障害給付につきましては、国民年金の保険料納付済期間と免除期間との合算期間が被保険者期間の三分の二に満たない場合などにはこれを支給しない、これが日本の仕組みでございます。

今般、日仏又は日ベルギーのこの実施特例法案におきましては、障害年金の納付要件を満たさない方について、フランス又はベルギーの保険期間

を考慮することにより当該要件を満たすこととなつた場合には障害年金を支給することとするという措置を講じております。

なお、フランスにつきましては労働停止日の前に十二か月の保険期間があること、ベルギーについては就労不能となつた前に六か月の保険期間があることが要件とされていると聞いております。

○小池晃君 関連して、在外邦人について大臣にちよつとこれはお聞きをしたいんですが、昨年、議員立法でいわゆる無年金障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律が成立をいたしました。これはしかし在外邦人は対象になつていない。八六年四月以前に海外に在住していた日本人、邦人、国民年金に任意に加入する仕組みありませんでしたので、その時期に障害者となつた留学生あるいは社会人、これは無年金障害者になるということが、これはまだ残された課題としてあるわけでは。

大臣、これやはり解決が待たれるというふうにお聞きしますが、御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(尾辻秀久君) この特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律が四月一日より施行をされております。この本法律の給付金の対象となる方というのは、国民年金制度発足時には任意加入とされてきたが、その後強制加入となつた方々について、適用対象としつつも、任意加入が強制加入かという形態の違いによつて結果として障害基礎年金を受給していないという特別な事情を生じた方々と、こうなつておるわけでございます。

今お話しになりました在外邦人の方について言いますと、昭和六十一年三月以前は国民年金の適用除外でございましたけれども、昭和六十一年四月以降任意加入とされ現在に至つており、任意加入の対象となる前の在外邦人についてはそもそも制度の対象とされていなかったという点で、任意加入の対象であつた学生や被用者の配偶者とは事情が異なつておるといふことで今回の法律の対象にははされていないというところでございまして、こ

のことにつきましては、この法律が審議されましてたさきの臨時国会における過程でも提案者からそういうふうな答弁があつたところでございまして。

そこで今この今のお尋ねでもあるわけでありまして、本法律の対象とされていない障害者に対する福祉的措置につきましては、本法律の附則第二条の規定を踏まえまして、今後、立法府その他関係者の方々の御意見でありますとかあるいは制度全体の整合性等に十分留意しながら、私どもとしても引き続きの検討をしてまいりたいと存じます。

○小池晃君 これは是非しっかりと対応すべきだと思いますが、その今お話あつた四月からスタートした制度なんですけれども、これはしっかりと実施することが必要なんですけれども、ちよつとお聞きをします。

この支給には窓口での、市区町村の窓口での請求が必要なんですけれども、現在、現時点での申請状況をお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(青柳親房君) 四月一日からこれを、申請を始めさせていただきます。そこで現在、四月十五日現在ということでの一つの数字をまとめさせていただきますけれども、特別障害給付金、二千六百件請求を受け付けていただいております。ただ、四月一日から十五日までの間に市町村の方に寄せられております照会は約二万件あるというふうな把握をしております。

○小池晃君 これ、そもそもの程度の支給を当初見込んでいたんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 平成八年に行いました身体障害者の実態調査に基づいてどのくらいの数があるかということを推計をさせていただいたわけでございますが、その時点ではおおよそ二万四千人程度の方が対象になろうかと考えておりました。

○小池晃君 対象二万四千人考えていたんだけれども、四月十五日までの受付件数が約二千六百件なんです。これ中身見ますと、四月一日から八日までの受付が千六百件、その後一週間で増加した

のが約千件、増えるどころか減っているという実態があつて、この二万四千件という支給見込みに照らして余りにも受付件数少ないと思つて、これは理由はどうかでしようか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほどもちよつと御紹介をさせていただきましたように、受付件数は二千六百件でございますが、市区町村への照会件数はおよそ二万件あるということで、こういう照会をされた方の中には今後請求を行う方も多数含まれておると考えておりますので、むしろ早期に請求をしていただけるように、私どもあらゆる機会をとらえて周知に努めてまいりたいと思つております。

○小池晃君 いや、これやっぱり、二万四千件と言いつながら受付が二千六百しかないというのは本当に重大だと思つていまして、私、広報の仕方にも大変問題あると思つていまして。

例えばホームページのトップページに、厚生労働省の方のホームページには特別障害給付金制度の説明ないんですね。社会保険庁のホームページ開くと、三月十四日までトビックスにこの特別障害給付金始まりますとあつたんですけど、四月になったらそれ消えちゃつたんです。恐らく、余り申込みないというんで慌てて、四月二十日からまたトビックスに「特別障害給付金の請求はお早めに」というのが復活して、私はこれ、真剣さが疑われると。

それから、資料でお配りしましたこれ新聞広告です。(資料提示) 今度の年金制度の周知をする広告なんです、これ、真ん中の下の段辺りに小さい字で「特別障害給付金制度が始まります」と、こう書いてあつて、これはよく注意しないと、気が付かないような中身で、しかもこれ、無年金障害者という言葉がないんです。だから、私これ見て本当に、これは無年金障害者に対する制度なんだつてすぐに分かるだろうかと、本当に不親切な広告ではないかなと。あれだけやはり全会一致で通した議員立法の広報の仕方として、私、これいいのかと。ちよつと余りにもこれで

は不十分ではないかというふうにおもつて、こういう点や改善しなければ、今のこの遅れた申請、解決しないんじゃないですか。その点、大臣いかがですか。こういう広告でいいんでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 実は、同じ御指摘を衆議院の委員会でもなされました。それで、私すぐその御指摘に対して対応するようにと指示をしたのでありますけれども、依然としてその指示が徹底していないということであれば、更に指示をいたしたいと思つて存じます。

○小池晃君 私これ、せっかくならば党派を超えて一致してつくった制度なんだから、きちつと責任持つて広報していくことが必要だと思つておられます。

あわせて、これ、四月に請求すると五月から給付されるという制度で、しかし、現実の受付件数見ると、これ、なかなか五月支給ということにならない人が増えそうだと。これは申請五月にずれ込んだら六月支給になる。一か月ずれてしまつたわけ、これは議員立法つくな趣旨にも反するわけですから、私は、これは申請が遅れた場合でも五月から支給できるように救済措置をとるべきではないかと思つて、社会保険庁、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) 特別障害給付金につきましては、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の第七条の規定でございます。ただいま御紹介がございましたように、請求した日の属する月の翌月分から支給をするという規定が法律に規定されているところでございまして。したがって、実際の請求日が五月であるにもかかわらず、これを四月中に請求したとみなすようなことはちよつと法律上困難ではないかと考えております。

ただ、請求に当たりまして、必要な添付書類がすべて整わなくても、まずは請求書を受け付けさせていただくというふうな窓口対応をさせていただいておられますので、不足している添付書類は後日

送つていただくと、追加して届けていただくというふうなことをさせていただいておりますので、こういったことも含めた取扱いにつきまして、引き続きチラシの配布あるいはホームページ等により対応させていただいたところでございまして、その周知には努めてまいりたいと思つておられます。

○小池晃君 いや、柔軟に対応するというのが、実際の現場の話聞くとそうなつてないんですよ。この問題、昨年も私、委員会でも取り上げて、できる限り実態に応じた判断するんだという答弁もあつたんですが、実際はこれ、住所、署名、捺印があれば取りあえず受け付けて書類は後でいいふうにしていいとなつておられるけれども、まあ私聞いて話では、ある自治体では、元学生かどうか分からないから在学証明書持っていないと受け付けられないという対応を窓口でしている。あるいは、初診日確認できなくても取りあえず申請できるはずなのに、実際には初診日の確認できる書類を持ってこないと受け付けられないというふうにして追ひ返されたと、こういう話、いろいろと寄せられているわけですね。

私、これやっぱり市区町村の窓口できちつとこの制度の趣旨を徹底して、やはり非常に難しい、二十年間というようなことも証明しなくちゃいけない難しい制度なんです、やはりこの受付の仕方の趣旨について改めてしっかり徹底する、もう本当に今月末までわざかしかないんですが、必要があるんじゃないかと思つて、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) 私ども、昨年の十二月以来、市区町村への対応を始めこれまで行つたつもりでございますが、その点がもし不十分な点があるようであれば、残された時間はわずかかもしれないけれども、引き続きの周知の徹底を図つてまいりたいと思つております。

○小池晃君 現実には私、混乱あるんですから、私はこのことだけでも広告ぐらい出していいぐらいいのテーマだと思つて、このことについての、

もう市区町村に任せるんじゃないと、社会保険庁としてダイヤルか何かつくつて、お心当たりの方は電話してくださいと、やっぱりこういう新しい制度始めるんですから、そのぐらいのことをやっていくこと必要だと思つておられますので、是非検討を求めたいと思つておられます。

この問題の最後に、学生無年金障害者の問題で、四月二十二日に福岡の地方裁判所で障害基礎年金不支給決定を取り消して年金支給を認める判決が出ました。今日、原告のお母さんの平川二子さんも後ろに傍聴にお見えになつておられます。これは発症の経過が非常に複雑で、診断の確定がなかなか遅れがちな精神障害で初めての判断になるわけでありまして。

大臣、これはやはり、この判決の趣旨というのは私は十分耳を傾ける意味のある判決だと思つておられます。厚生労働省としては絶対にこれ控訴しないで直ちに問題解決に取り組んでいただきたいと。被爆者の訴訟では上告を断念していただいたということを本当に高く評価したいと思つておられますが、やはり今回の訴訟でも引き続き控訴しないという対応を取つていただきたいと思つておられますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 判決を重く受け止めて、今後の対応につきましては、内容を十分検討の上、関係機関とも協議をして対応してまいります。

○小池晃君 判決の重みを受け止めるという御発言がありました。本当にこれは重い判決だと思つておられますので、控訴しないように強く求めたいと思つておられます。

それから年金の問題、引き続きお聞きしたいんですが、国民年金の納付率が低いと、八〇%に上げるという説明でやっておるわけですが、結局、〇四年度二・三%上げる目標だつたんですが、二月末の目標は前年比プラス〇・〇四%。これで二〇〇四年度の目標を達成できる見込みがあるというふうになるんでしょうか。運営部長、お答えください。

○政府参考人(青柳親房君) たいまもお尋ねの中でございましたように、私も未納者対策ということで平成十九年度に保険料の納付率を八〇％に回復させるという目標を立てまして、これに向けて年次目標を盛り込んだ行動計画、アクションプランを作成いたしました。その進捗管理、それから達成状況の検証を行いながら納付率の低下要因に応じた対応というのを進めさせていただいてるところでございます。

ただ、十六年度の納付状況は、十七年二月末現在、お尋ねにもございましたように、対前年度同期でプラス〇・〇四％ということでございます。現在もなお、年度末、締めに向けて納付率の向上に全力を挙げておりますけれども、目標達成率、六五・七％の達成は厳しい状況であるというのが正直な私どもの受け止めでございます。

○小池晃君 年金改革の最初の年から前提となる数字がずれてきているわけでありまして。この時点で保険料の督促業務をやられているわけですが、社会保険庁、二〇〇二年からこれを民間企業に委託をされている。委託件数、委託料、それから、どのような企業に委託しているのか、お示しいたきたいと思っております。

○政府参考人(青柳親房君) たいまのお尋ねでは、保険料の徴収部門についても委託しているかというようなことを含んだようなお尋ねでございますが、厳密に申し上げますと、私も、平成十四年度から国民年金の保険料の収納業務が国に移管されたということを一つの契機といたしまして、納付督促業務のうち、主に一時的あるいは短期的に未納となっている被保険者に対する電話での納付督促、これを民間業者に委託して実施をさせていただいております。

この実績というお尋ねがございました。平成十四年度は、この委託業者が被保険者に実際に電話納付督促を行った件数が約百八十七万件、そのために要した費用は六億三千万円ほどとなっております。また、平成十五年度は約四百七万件で、八億七千万円というふうになっております。

○小池晃君 どのような事業者、企業に委託したのかもお聞きしたんですが、お答えなかったんで、私、資料で二枚目にお配りしました。この二十四業者に二〇〇三年度委託をしていると。二十四業者のうち、N T Tマーケティングアクトなどを含めて十四事業者がN T Tの関連会社なんですね。

私の下に訴え来まして、N T Tから電話掛かっていた、N T Tアクトです、国民年金保険料が未納になっていきます、払ってくださいという電話が掛かってきてびびりしたという訴えがありまして。個人情報保護どうなっているのかと、不安だという声があつて、これ社会保険庁にも多数の苦情が届いていると聞いているんです。これは、二十日にはN T Tデータの派遣社員が逮捕されました。これは中越地震の被災地で顧客情報を流出したという事件であります。そのほかにもN T T関連会社の情報漏えいというのは非常に問題になっているときに、この年金の保険料の問題でN T Tの関連会社から電話掛かってくるということでは不安が広がるのは私当然だと思つて。こういう形の委託というのは、私はこれは考え直すべきではないかと思つて、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) この電話によるとこの納付督促の委託を行うに当たりましては、たいまもお尋ねございましたが、未納被保険者の個人情報を取り扱うという非常に重要な仕事でございますので、従来も委託契約の中で守秘義務あるいは再委託の禁止などを規定しておりました。特にこの四月からは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたわけでございますが、ここでは、委託業務に従事している者についても、正当な理由がないのに個人の情報を提供した場合等には罰則が適用されるというふうになっております。

こうした法律上の手当てに加えまして、私ども、今後委託業者の選定に当たりましては、一つには個人情報の安全管理がきちんと確立をされていること、それから個人情報の秘密保持の規定等

が整備されていること、こういった個人情報保護のための安全管理措置が講じられている業者であることを確認することとしております。さらに、個々の契約書におきましても、個人情報の複写複製の制限、それから委託終了時の個人情報の消去あるいは媒体の返却、さらに個人情報の漏えい時等の対応、個人情報保護に係る社員教育等、こういった事項を明記して個人情報の保護に厳格を期しているところでございますので、従来の契約にとらわれず、今後、こういったことをきちんと守れる会社に契約をしまいたいというふうを考えております。

○小池晃君 私、これはやはり見直すべきだと。これ、N T Tに委託していることを被保険者に通知することも事前にやらないわけですね。それから、民間委託、法律の根拠もこれ、ないと聞きました。国民年金法の規定もない一般的な業務の委託だと。やはり以前この委員会でも取り上げましたけれども、厚生省、社会保険庁からの天下りということもN T T関連会社にはあつたわけですね。委託総額、これ九億円にも上る。

○国務大臣(尾辻秀久君) 御質問の趣旨は、そもそも民間に委託することの是非についての御議論ではないというふうな理解をさせていただいて、ただ、民間に委託するに当たつての業者の選定をどう考えるんだという御質問だろうというふうに思いますので、そこのお答えをさせていただきます。

○小池晃君 終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。先日、兵庫県で大規模な列車事故があり、今まだ救援活動が進んでいません。社民党は対策本部を立ち上げましたが、またこの厚生労働委員会が質問できる機会があれば、あるいは質問の必要があれば、また質問させていただきたいと思つてお聞きをいたします。

以前、無年金障害者の問題に関して尾辻大臣と当事者の人に会っていただいたことがありますが。時間を割いて会ってくださったので、当事者、原告の人たちは非常に喜んでいました。

四月二十二日、福岡地方裁判所は障害年金不支給処分取消しを認め、原告側の勝訴判決を言い渡しました。平成十三年七月に提訴して以来、月日が流れております。裁判を起すことは手間暇、エネルギー、お金が掛かり、かつ障害者の立場で裁判を遂行していくことはいろいろな意味でやはり極めて負担です。家族の皆さんもあらゆる意味で負担なわけですが、無年金障害者は家族を含め苦勞を続けております。先日も車いすの皆さんが、是非この問題もつと、もつとというか、頑張つて取り組んでくださいというふうな言いに来られました。

無年金障害者問題が解決されるよう、控訴を断念することを強く求めたいと思つて、大臣、改めていかがでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 先ほど小池先生にもお答え申し上げたとおりでございます。このたびの判決は、初診日が二十歳以前であつたという事実

を認定したものであると理解をいたしておりません。その判決は、私どもは重く受け止めさせていただきます。

その上ではありますけれども、更に内容を検討させていただきます。関係機関との協議も必要でございますから、その上で私どもの対応を判断をさせていただきます。

○福島みずほ君 実はい裁判所は割と保守的なところで、行政訴訟で原告側が完全に勝つというのはなかなか実はないことだと私は思います。このまま判決がはつきり原告側勝訴判決を言い渡しましたので、厚生労働省、大臣、是非、控訴を断念し、前向きに向けて行動されるように心からお願いをします。もうやはり実行して問題を前向きに解決するときに明らかに来ているというふうには思いませんので、是非よろしく願います。中国人残留孤児の問題や、それから在外被爆者の問題についても一定程度厚生労働省が英断をして進みつつあります。ですから、是非、一足飛びにいろいろなことができなくても、私たちは、私はやっぱり質問して改善してきたというふうには思っておりますので、是非、この学生無年金障害者問題についても是非一歩踏み出してくださいようよろしく願います。

では、本問に入ります。ドイツ、イギリスで実施されている同様の規定はどのような実績となつて効果を生み出しているのか、ちよつと他の委員からも発言がありましたけれども、問題はないのかについてお聞きをいたします。

○政府参考人(青柳親房君) まず、ドイツとの実績について御報告をさせていただきます。ドイツの協定は、二つの目的、すなわち二重適用の防止と年金加入期間の通算、この二つの目的を有しているものでございます。

まず、二重適用の防止という観点から申し上げますと、日本からドイツに一時派遣される方に対してドイツの年金の加入を免除するというこのために私どもが適用証明書という書類を発給をさせていただいております。この発給件数が、平成

十二年二月の協定発効以降十五年度の年度末までの間に六千九百六十四件発給をさせていただきました。それから、二点目の年金加入期間の通算という点につきましては、先ほども一部お答えを申し上げましたが、ドイツの年金加入期間を通過した我が国の国民年金、厚生年金保険の裁定件数ということで申し上げますと、平成十二年二月の協定発効以降十五年度末までの間に八十二件、平均年金額で約三十九万六千円という実績となっております。一方、協定発効以降平成十四年末までの間に日本の年金加入期間を通算したドイツの方の年金の裁定件数は四十五件に上るものと承知をしております。

続きまして、イギリスとの協定、これは二重適用の防止のみを目的としておりますので、日本からイギリスに一時派遣される方に対してイギリスの年金の加入が免除されるように適用証明書というものの発給を行っているわけでございますが、この発給件数は平成十三年二月の協定発効以降十五年度末までの間に八千六百十二件となっております。

その効果という点では、まずは、二重適用の防止あるいは年金加入期間の通算によりまして、ただいま申し上げたように、年金裁定等についても相当の実績があるわけでございますが、これによりまして、相互の年金保険料の掛け捨てが解消される等、おむね所期の目的を達成すると言いただける相応の効果が得られたものと考えております。

○福島みずほ君 先ほど辻理事の方からもありましたが、年金資格期間が日本は二十五年である一方、諸外国は、ドイツが五年、イギリス十年、韓国と米国が十年であり、フランスは三か月、ベルギーは最低年数なしという状況です。

日本の加入年数が二十五年と余りに長いと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 我が国の公的年金制度は現役世代の方すべてに四十年間保険料を納めていただくことを原則といたしておりますけれども、その間に低所得等で保険料負担が困難な方に

はその間の免除制度もございますので活用していただいたりもいたしておるわけでございます。そうした免除期間も受給資格期間に含めるといふこと、あるいはまた、二十五年に達していない六十歳を迎えられた方は二十五年を達成するためにその後の任意加入もできる道も開いておりますので、こうしたことで二十五年の受給資格期間を満たしていただくというふうには私どもは考えておるところでございます。

さらに、そうした中で受給資格要件を短縮することについては、まずは高年齢の基本的な所得保障の役割を果たせないような低額の年金者を増やすことになって、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになりかねない。それから、仮に受給資格期間を短縮すると、短期間のみ加入することを選択しようとする者が生じて未納問題が一層深刻になるおそれがあるなど、世代間扶養という制度の大前提が揺らぎかねない事態になることも考えられることなど、様々な問題があるというふうにも考えておるところでございます。

○福島みずほ君 今日はこのことについて延々と、ちよつと時間が、やれませんけれども、やはり長いということが諸外国に比べて際立っておりますので、結局若い人は、もうどうせ掛け捨てとなるんだからもう入らないというふうには思う人もいられるかもしれません。その点については今後議論が必要だと考えます。

次に、過去の議事録を見ますと、平成十年五月十二日、国民福祉委員会、例えば、ドイツと協定を結ぶのに三十年近く掛かったということにつきましては、御批判は甘んじて受けざるを得ないかと政府委員が答えております。また、平成十二年四月二十日、同じ委員会、今井澄委員の質問で、日本はようやくイギリスと二か国目だと。

諸外国は、欧米諸国は一番少ないアメリカでも十七国と結んでいて、そのほかでは二十か国とか三十か国とか、フランスなどは四十六か国と結んでいると。

日本がやはりこういう協定を結ぶのが遅い、遅れているというふうには思いますが、今後同様の協定を締結しようとしている国はどこがあるでしょうか。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 御指摘のとおり、私どもの社会保障協定、年金の協定につきましては、最初ドイツから始めた。制度が元々はドイツの制度というものを参考にさせていただいたということ、制度的にも近いのではないかとということとで始めてきたわけですが、なかなかその議論の取れんを見ずに随分時間を経てしまった。また、その次に、たくさん経済関係も緊密なアメリカとということでもこれもやっただんですが、これはこれで大変両国間の利害の調整が難しく時間が掛かって、少し時間が掛かり過ぎたというふうには私どもも今となれば思うところがございます。

ただ、その両国をこなした後は、様々な国から、日本もこれをやはり乗り出してきたんだということ、メッセージも伝わっておりますし、首脳間の会話の中でも話題が出るようになってまいりました。今日、六か国というところまで来たわけでございます。現在もカナダとの間で締結交渉を開始しておりますし、オーストラリアとの間も、先ほど御答弁いたしました、日豪首脳会談を先日行つた中、今年六月からの交渉開始、オランダにつきましても協定交渉に向けた意見交換会をもう始めております。ほかに、イタリア、オーストリア、ブラジルなどいろいろお声を掛けていただいているところもございまして、優先度もよく見ながら、しかし積極的にこれらの議論を受け止めながら、できる国際協定というものはどういふものか、対処してまいりたいというふうには考えております。

○福島みずほ君 日本で働いている外国人の人たちと話をしますと、保険が要するに給料から天引きされたり多額に払わなければいけないけれども、要するに掛け捨てであると。自分はいずれ本国に帰るので、全く掛け捨てになつていて、しかも二重払いをしくちゃいけないと、負担が大

は、その間の免除制度もございまして活用していただいたりもいたしておるわけでございます。そうした免除期間も受給資格期間に含めるといふこと、あるいはまた、二十五年に達していない六十歳を迎えられた方は二十五年を達成するためにその後の任意加入もできる道も開いておりますので、こうしたことで二十五年の受給資格期間を満たしていただくというふうには私どもは考えておるところでございます。

きい、払いたくないという声などをよく実 は聞き ます。

国内で二重払いしている外国従業員の年金につ いて、掛け捨てとなる年金の総額は幾らでしよ うか。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 日本国内における年 金適用に当たって国籍による記録管理というもの がなされておられませんので、例えば今回 協定締結をいたしましたフランスやベルギーの方 の二重負担防止による掛け捨て額の解消といいま すのは幾らかというのなかなか正確に導き出す ことができません。先ほど申しましたように、法 務省の統計によりますと、フランスは四百八十名 余り、ベルギーは四十名余りの企業駐在員の方が 日本におり、今回の協定の枠でいうと、その方た ちはいわゆる掛け捨てというものがこの協定の効 果として解消されてくる、こういうことだと思い ます。

他の諸外国からの日本で働いておられる方々の 御負担、こうした協定があれば解消するであろう 御負担額というものについては、私どもとして ちよつと掌握してないところがございます。

○福島みずほ君 世界が狭くなっているのでは、是非、今後協定の締結がうまくいくようにというこ とをお願いいたします。

また、年金資格期間が日本は二十五年であるこ とは、多分外国との比較で今後議論になるのでは ないでしょうか。

残った時間、人身取引の防止及び被害者の保護 に関する法律に、法律というか制度についてお聞 きをいたします。

御存じのとおり、法務委員会で刑法の改正法案 が審議をされ、参議院では参議院先議で本会議で 成立をいたしました。人身取引に関して行動計画 が出て取組が始まっておりませんが、私は、法務 省、警察だけではなく、横断的、特に厚生労働省 が責任を持って人身売買に関して取り組むべきで あるというふうにご考えております。

私自身は、実は、アジアからの出稼ぎ女性の緊

急避難所、女性の家HELIPというのがありまし て、弁護士になつてからずつとそのアドバイ ザー、弁護士をしてきたので、プロカーを刑事 告訴する、賃金不払や暴力行為について不法行為 に基づく損害賠償請求を裁判でやるということな ど、多くの裁判をやってきました。

しかし、本人たちに日本にいてもらつて裁判に 協力をしてもらつてが大変であり、なか なか制度の中で大変であったので、特にお聞きを いたします。人身取引対策行動計画での厚生労働 省が担う責任について、被害者の生活支援などに ついて、厚生労働省はどう考えていらつしやるで しょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 行動計画では、人身取 引の防止それから撲滅、被害者保護、この三つの 観点から政府全体が一体となつて取り組もうとい うものがございます。

その三つのうちの、では厚生労働省が担うべき 役割は何かという、やはり被害者の保護の役割 だと、こういうふうにご考えているところございま す。したがって、この行動計画に沿つて、婦 人相談所を活用した一時保護、相談、カウンセ リング、それから民間シェルター等への一時保護 委託などの役割を果たしていくこととしておると ころでございます。

○福島みずほ君 刑事処罰をプロカーに対して する、その間、本人がどこか、センターなりどこ かでさちつとケアをされたり、医療を受けられた り、相談を受けられたりというのが必要で、今回 この行動計画では婦人相談所というふうになつて いるんですが、もつと包括的に厚生労働省が責任 持つて婦人相談所を管轄する、あるいは予算を付 ける、教育啓発活動をする、様々なものが実は必 要ではないかというふうにご考えております。

人身取引対策行動計画は加害者処罰重視になつ ており、被害者の保護の面では法律での根拠があ りません。被害者保護について法的に保護すべき ではないでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 今お話しになつており

ます行動計画につきましては、加害者の処罰のみ ならず、このことは当然なんですけれども、そう した加害者の処罰のみならず、人身取引被害者の 保護を対象としてこれはもう明確に位置付けてお ります。その被害者の状況に応じて、今申し上げ ておりますように、婦人相談所でありましてか民 間シェルターを活用した一時保護、被害者の帰国 支援等、きめ細かな対応をすることと定めておる ところでございます。

したがって、こうしたことをしっかりと行つ ことにより、基本的には現行法体系の中でも実効 ある施策が展開できているかと私どもは考えてお ります。

○福島みずほ君 参議院の法務委員会の議事録を 見ますと、参考人の吉田容子さんは、被害者保護 支援法の制定が必要であると考えていることを 述べていらつしやいます。

やはりこれは、参議院はドメスティック・バイ オレンス防止法、改正法などを作ってきた、超党 派でやってきた院ですけれども、やはり被害者の 救済などについての超党派で是非被害者保護支援 法などができないかというふうにも強く思つてい ます。

社民党と共産党と無所属では、一応法案、中身 を作り、民主党では衆議院の方で特に法案を作つ ているやに聞いていますし、与党の中でも取組が 進んでいるというふうにも聞いております。その 意味で、刑法の改正法案が参議院を通過し衆議院 に行つておりますし、風営法の改正法案が参議院 で今後議論になりますが、被害者救済ということ でもつと私たちができることがあるのではないかと いうふうに思います。

NGOとの連携やNGOへの財政支援について はいかがでしょうか。

○政府参考人(伍藤忠春君) この民間団体、特に NGOなどの果たしている役割というの、こう いう人身取引被害の面においては大きなものがあ ると思つたので、こういったところと連携をし ていくということは私どもも重要なことと考えて

おります。

具体的なその支援ということで、どういったら こういったところに支援をできるかということ で、一時保護委託という概念を私ども持ち込んで、本来公的なところで保護し相談に応じてやる べきものを、公的な施設だけではなくて民間団体 にも委託をするということ、この一時保護制度とい うのを導入してそれなりの、通常の婦人保護施設等でお世話をしていただく場合と同様の委託 費を流すと、こういう仕組みを導入したところで ございます。こういった形で支援をするという ことで当面やつていきたいというふうにご思つてお ります。

そのほか、いろんな研修事業を行うような際にも、民間団体の方々をお招きして一緒に受けてい ただくとかというふうな形で連携を図り ながらやつていきたいと、こんなことを考えてお ります。

○福島みずほ君 是非、婦人相談所の機能強化を よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長(岸宏一君) 他に御発言もないようです から、両案に対する質疑は終局したものと認めま す。

これより両案について討論に入ります。――別 に御意見もないようですから、これより順次両案 の採決に入ります。

まず、社会保障に関する日本国政府とフランス 共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保 険法等の特例等に関する法律案の採決を行いま す。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(岸宏一君) 全会一致と認めます。よつ て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ きものと決定いたしました。

次に、社会保障に関する日本国とベルギー王国 との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特

例等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸宏二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岸宏二君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八〇〇号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第八〇五号)

一、保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願(第八〇六号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八〇七号)

一、臓器の移植に関する法律の改正及び臓器移植の普及に関する請願(第八〇八号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第八〇九号)(第八一〇号)

一、保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願(第八一二号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八一七号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第八二〇号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八二五号)(第八二六号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第八二七号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願(第八二九号)(第八三〇号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八三二号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第八三三号)

一、憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らし

を保障することに関する請願(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)

一、安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願(第八七三三号)(第八七三四号)(第八七三五号)(第八七三六号)(第八七三七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願(第八八五号)

一、医療費窓口負担の軽減、介護保険の改善に関する請願(第八八六号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第八八七号)(第八八八号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願(第九〇〇号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)

一、臓器の移植に関する法律の改正及び臓器移植の普及に関する請願(第九二二号)

一、医療費窓口負担軽減、介護保険の改善に関する請願(第九二三号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願(第九二四号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第九二五号)

一、パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願(第九二六号)

一、無年金障害者の早期救済に関する請願(第九二七号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続と拡充に関する請願(第九三〇号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願(第九三二号)

第八〇〇号 平成十七年四月八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 高知市大津乙四二五ノ五 入交幸三 外九百九十九名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八〇五号 平成十七年四月十一日受理

パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 埼玉県蕨市南町三ノ二六ノ一三 江口勝 外四百七十四名

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第八〇六号 平成十七年四月十一日受理

保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願

請願者 北海道小樽市若竹町一八ノ一六 青山外喜尾 外九百九十九名

紹介議員 中原 爽君

この請願の趣旨は、第三四一号と同じである。

第八〇七号 平成十七年四月十一日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 新潟県栃尾市東町六ノ三四 諏佐 貢 外千三百六十八名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第八〇八号 平成十七年四月十一日受理

臓器の移植に関する法律の改正及び臓器移植の普及に関する請願

請願者 鹿児島市西伊敷四ノ一三ノ三 石 谷一夫 外六千四百五十四名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第八〇九号 平成十七年四月十一日受理

パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 長崎県佐世保市大岳台町一八ノ九 北島健次郎 外三百八十九名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第八一〇号 平成十七年四月十一日受理

パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市平和町一ノ二 八 黒澤君夫 外四百二十三名

紹介議員 小林 温君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第八二三号 平成十七年四月十二日受理

保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願

請願者 熊本県八代市植柳新町二ノ二六ノ九ノ一 村岡誠也 外千二百二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三四一号と同じである。

第八二四号 平成十七年四月十二日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 長野市稲葉二、〇三五ノ一 小林 明彦 外七千八百六十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八二五号 平成十七年四月十二日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 札幌市白石区東札幌六条六ノ三ノ一ノ三〇四 大岩聖子 外九千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八三〇号 平成十七年四月十二日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 札幌市白石区東札幌六条六ノ三ノ一ノ三〇四 大岩聖子 外九千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八三二号 平成十七年四月十二日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 札幌市白石区東札幌六条六ノ三ノ一ノ三〇四 大岩聖子 外九千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八三三号 平成十七年四月十二日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 札幌市白石区東札幌六条六ノ三ノ一ノ三〇四 大岩聖子 外九千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八三三号 平成十七年四月十二日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 札幌市白石区東札幌六条六ノ三ノ一ノ三〇四 大岩聖子 外九千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八三三号 平成十七年四月十二日受理

請願者 北海道江別市東野幌町二五ノ一九
高橋和子 外九千九百九十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八三二号 平成十七年四月十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都昭島市松原町一ノ二一ノ一
ノ四一五 横川征子 外千九百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第八三三二号 平成十七年四月十二日受理
パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願
請願者 山口県周南市清水一ノ一〇ノ四
伊豆悦子 外二千二百八十三名
紹介議員 岸 信夫君
この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第八三六号 平成十七年四月十二日受理
憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障
することに關する請願
請願者 東京都台東区東浅草二ノ一ノ一六
中村美代 外千五百四十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第八三七号 平成十七年四月十二日受理
憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障
することに關する請願
請願者 横浜市港南区笹下二ノ二九ノ一八
石渡妙子 外千五百四十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第八三八号 平成十七年四月十二日受理
憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障
することに關する請願
請願者 東京都渋谷区笹塚三ノ一四ノ七
小林ふじ子 外千五百四十九名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第八三九号 平成十七年四月十二日受理
憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障
することに關する請願
請願者 さいたま市浦和区本太三ノ二ノ一
三 筒井梅代 外千五百四十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第八七三三号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 大阪市生野区小路東二ノ五ノ二一
西本元治 外二千五百九十一名
紹介議員 井上 哲士君
政府は、医療保険の改悪、保険料の引上げと給
付大幅削減の年金大改悪などを国民多数の反対を
押し切って強行した。そのうえ、二〇〇五年には
利用料の大幅引上げなどを盛り込んだ介護保険制
度改正法案を国会に提出し、二〇〇六年には六五
歳以上の医療保険料を年金から徴収する新たな高
齢者医療制度創設など医療保険の改悪法案を準備
している。これらに加えて、社会保障の財源を理
由に、定率減税の廃止や消費税率の大幅引上げを
打ち出している。社会保障改悪や国民増税は、国
民の消費購買力を冷え込ませ景気にも悪影響を及
ぼす。税金の無駄遣いを改め社会保障への国庫負
担の大幅増額を始め国民生活優先の施策に切り替
えること、法人税の大幅減税など大企業を優遇す
る一方で、国民負担を増大させる税金の取り方・
使い方を抜本的に改めるよう求める。
ついでに、次の措置を採らねばならない。
一、国庫負担を大幅に増額し、だれもが安心して
暮らせる社会保障に拡充すること。
1 介護保険料・利用料の引上げは行わず、減

免制度を確立すること。介護保険施設の部屋
代・食事代の全額自己負担や、要支援・要介
護一のサービス利用制限をやめ、基盤整備な
ど介護保険制度の拡充・改善を図ること。
2 障害者福祉施策に負担増とサービス利用を
抑制する応益負担を導入しないこと。
3 生活保護基準を切り下げず、最低生活保障
を抜本的に改善すること。
4 患者負担を軽減するとともに、国民健康保
険料を引き下げ、保険証を無条件に交付する
こと。保険外負担を増やす混合診療を拡大せ
ず、営利企業の医療分野への参入を認めない
こと。
5 改悪年金法実施を中止し、全額国庫負担の
最低保障年金制度を創設すること。

第八七四号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 大阪府東大阪市川保二ノ六ノ六三
殿井憲一 外二千五百九十一名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八七五号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 東京都小金井市本町四ノ八ノ五ノ
五〇 工藤智美 外二千五百九十
一名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八七六号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 札幌市北区新琴似十一條一四ノ四
ノ二二 貝田則裕 外二千五百九
十一名

第八七七号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 山梨県南アルプス市田島一、〇二
〇 大森幸夫 外二千五百九十一
名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八七八号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 大阪府平野区平野本町五ノ二ノ一
九 副島淳司 外二千五百九十一
名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八七九号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 群馬県桐生市菱町二ノ一、七四四
ノ七 横倉順子 外二千五百九十
一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八八〇号 平成十七年四月十二日受理
安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する
請願
請願者 鹿児島市下荒田一ノ九ノ一六 川
口真 外二千五百九十一名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八八一号 平成十七年四月十二日受理

第七部 厚生労働委員会会議録第十七号 平成十七年四月二十六日【参議院】

一三三

安心してできる介護制度など社会保障の拡充に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂新田四ノ二一〇一七 宮田民子 外二千五百九十一名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八八五号 平成十七年四月十三日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一〇一〇 佐孝昌平 外九千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八八六号 平成十七年四月十三日受理

医療費窓口負担の軽減、介護保険の改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市宮前町一ノ九八 井功 外三百八十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第八八七号 平成十七年四月十三日受理

パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 愛知県東海市大田町上浜田六一ノ四ノ六一五 丹羽浩介 外千五百九十二名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第八九〇号 平成十七年四月十三日受理

パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘四ノ一七〇二 四月本辰三 外七百八十二名

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第九〇〇号 平成十七年四月十四日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 札幌市西区山の手一条五ノ四ノ一 大橋正史 外三千八十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第九〇一号 平成十七年四月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江東区南砂一ノ一〇一〇 荒井恵美 外九百九十九名

紹介議員 小林 正夫君
この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第九二〇号 平成十七年四月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町川西一、四三三 四ノ一 藤岡正一 外四千九百九十九名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第九二二号 平成十七年四月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字下富田 一、二四九 長友明子 外二千五百九十九名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第九二二号 平成十七年四月十四日受理

臓器の移植に関する法律の改正及び臓器移植の普及に関する請願

請願者 広島県呉市郷原町四五四 内前静子 外四千九百九十九名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第九二三号 平成十七年四月十四日受理

医療費窓口負担軽減、介護保険の改善に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区春山町一ノ一〇 池潤 外千名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第九二四号 平成十七年四月十四日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

請願者 東京都羽村市羽中一ノ四ノ六ノ二 〇三 佐々木恵美子 外百一名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第九二五号 平成十七年四月十四日受理

パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 広島県佐伯郡湯来町伏谷二ノ二〇〇 山中トヨ 外二百九十九名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第九二六号 平成十七年四月十四日受理

パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町石神台二ノ一二ノ一三 小泉和子 外千六百九十一名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第九二七号 平成十七年四月十四日受理

無年金障害者の早期救済に関する請願

請願者 北海道帯広市西十四条南一ノ一 権沢美孝 外九十四名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第六五八号と同じである。

第九三〇号 平成十七年四月十四日受理

緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続と拡充に関する請願

請願者 東京都台東区橋場一ノ二五ノ八ノ一〇一 山口修央 外四百四十一名

紹介議員 福島みずほ君

緊急地域雇用創出特別交付金事業(以下「緊急雇用対策」)が今年度で打ち切れようとしている。景気が上向いてきたことがその理由である。三年前、台東区は緊急雇用対策の基金を使い、野宿労働者のアルミ缶集めを規制しようとした。墨田区はこの基金を用い、ガードマンを雇って隅田公園の野宿労働者を監視してきた。失業者の雇用を創出するための対策は、結果として失業者が失業者を脅かす側面をも兼ね備えていたが、緊急雇用対策が、失業者、野宿労働者の雇用を支えてきたのも事実である。失業者同士を対立させるのではなく、すべての失業者の就労・労働の安定を保障する対策を講じるべきである。山谷・城北労働福祉センターから紹介されているマル公などの公共事業(都立公園の清掃ほか、年齢制限もほとんどなし)は、高齢者特別就労事業を除き、緊急雇用対策の基金を使って実施されているものが主である。昨年度の実績を見てもマル公の求人数五、五〇〇人工のうち四、〇〇〇人工、七〇パーセント以上が緊急雇用対策によっている。代々木公園で野宿労働者に対し紹介されている公共事業も同様である。東京都・東部公園緑地事務所は、だれでも就くことができるこの公共事業の紹介を「来年度、代々木公園でもホームレス地域生活移行支援事業がスタートすること」を口実としてストップしようとしている。緊急雇用対策が打ち切れれば、マル公はもちろん上野公共職業安定所・玉姫労働出張所からの求人を含め、公共事業、公的就労事業はピンチを迎える。昨年六月より東京都・二三区が開始しているホームレス地域生活移行支援事業の一部、臨時就労事業も財源を緊急雇用対策に頼っており、影響は免れないどころか、この

事業は排除のためのものへと純化していきかねず、既に石原都知事は「都立公園条例」の改悪を図り、野宿労働者の居住禁止を盛り込もうとしている。

については、次の事項について実現を図られた

一、緊急雇用対策の意義、問題を自覚し、これを延長、拡充すること。

第九三二号 平成十七年四月十四日受理

緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的
就労事業の堅持・拡大に関する請願

請願者 大阪市西成区萩之茶屋二五ノ二ノ

三 安藤勝己 外千五百五十名

紹介議員 福島みずほ君

大阪府・市高齢者特別就労事業は、バブル経済崩壊に伴う建設不況による失業・野宿の拡大・深化を受け、取り分け飢餓線上にある高齢日雇労働者のために、釜ヶ崎地区道路清掃とあいりん総合センター清掃一日二〇名に対して約八〇〇名の輪番就労で一九九四年一月に始まった。不況・失業の深刻化と野宿労働者の激増の中、公的就労対策への大阪府・市の協力と、当事業に対する三年前の国の緊急地域雇用創出特別交付金(以下「二次交付金」)の導入を得た。現在では大阪市内全域から三、一〇〇名もの登録労働者が市内の道路・公園・府下の国道・河川の草刈り・清掃等に一日二五〇名ずつ輪番就労している。現在の事業規模では、一日五、七〇〇円の仕事に一月三日ないし四日就労がやっとで、ほとんどの労働者はこれしか収入がないか、又は段ボール・アルミ缶等資源回収での収入という飢餓線上の生活を強いられている。失業・野宿の深刻化は労働市場の変化に応じた日雇・野宿労働者の就労対策に本腰を入れてこなかった国の労働政策・経済政策の結果であり、国は日雇・野宿労働者の長期的かつ困窮した失業状況に対する責任がある。特別就労事業で従事した現場は、ほとんどが定期的巡回で草刈り・清掃・整備が不可欠である。特に府下の国道、河

岸は手入れがなく十数年も放置されているところがたくさん残っており、現状枠の三倍、四倍の増員が必要である。過去、高齢者雇用促進予算や日雇多数雇用奨励予算が単に不況期の有業者の食いつぶしに終わり、労働者の「首切り奨励金」として雇用主に利用された。各都道府県の緊急雇用特別対策事業にかかわる前三年の一次交付金についても多くが完全失業者に回っていないと国会審議でも指摘された。日雇・野宿の恒常的失業層には特別就労事業の外は交付金事業の仕事がほとんど回ってこなかったという結果を見ても、確実な雇用創出につながったとは言えない。失業者の雇用創出に結び付かない実施要領や運用方法などは今後見直さなければならぬが、交付金で何とか生活を支えたい一般失業層に対しても、また日雇・野宿の恒常的失業層に対しても、国としての責任を放棄することは断じて許されない。

については、次の事項について実現を図られた

一、政府、国会として二次交付金の導入によって大阪府・市高齢者特別就労事業が果たしてきた役割を積極的に評価すること。
二、多くが野宿を強いられている登録労働者三、一〇〇名と今後登録を希望する五五歳未満の野宿労働者にとって死活問題である緊急地域雇用創出特別交付金の今年度末打切りはしないこと。

三、一般失業層と、より困窮する日雇・野宿の恒常的失業層のための、来年度以降の三次交付金を求めること。

平成十七年五月六日印刷

平成十七年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D